

2013

索道安全報告書



能勢電鉄株式会社

目 次

目 次	1
ごあいさつ	2
1. 安全の基本的な方針と安全目標	
1-1 安全の基本的な方針	3
1-2 2013年度安全目標	4
1-3 2013年度安全方針	4
2. 安全管理体制	
2-1 安全管理体制	5
2-2 安全管理推進委員会	6
2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程	6
2-4 2012年度の安全管理に係る主な活動	6
3. 安全重点施策の内容	
3-1 「安全最優先」意識の定着と実践	7
3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底、及び双方向コミュニケーションの実践	8
3-3 安全性向上施策の実践	10
3-4 人材育成及び技術継承の推進	14
3-5 お客様へ「安全・安心」の提供	14
4. 事故等の発生状況	
4-1 索道運転事故	15
4-2 インシデント	16
4-3 行政指導等	16
5. お客様へのお知らせ	16
6. 安全報告書等に対するご意見について	17

■ ごあいさつ

平素は当社索道事業に対しまして、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。ごさいま

す。
当社は100年前の大正2年（1913年）4月13日に川西能勢口～一の鳥居間で営業を開始し、その後、大正12年（1923年）の妙見口までの延伸や昭和53年（1978年）の日生線の新設を経て現在の路線網を確立し、ときわ台等の住宅開発により沿線地域を形づくってきました。その間、幾多の経営難の時代もありましたが、お客様や沿線地域の方々のご支援により、おかげさまで本年開業100周年を迎えることが出来ました。

さて、2012年度の索道線の安全施策は、「運転速度調整装置」「搬器監視装置」「風速監視装置」の新設工事、法面樹木の定期的な伐採等を行い、お年寄りからお子様まで安心してご利用いただけるよう努めて参りました。

また、教育指導、訓練関係では、定期的な講習会の実施、ヒューマンエラーの情報収集と原因分析、索道重大事故発生時の対応訓練を実施し、安全に対する意識向上と事故発生時の対応力強化に取り組みました。

また、妙見山の更なる発展を目指して、妙見山の玄関口である妙見口駅の駅舎をレトロ風に改造し、更にケーブル黒川駅～リフト妙見山駅間一帯の名称を、豊かな緑や自然の森をイメージして、「妙見の森」とネーミングしました。併せてエリアの名称変更に伴い、主要な施設や場所の名称も変更しました。（「妙見リフト」→「妙見の森リフト」等）

今後この開業100周年を契機としまして、我々役職員一同、輸送の安全を第一にお客様や沿線にお住まいの方々、関係者の皆様に感謝し、索道事業者としての使命である、お客様に安全そして安心を提供し続けるよう、堅実に推進してまいります。

この安全報告書は鉄道事業法第19条の4並びに当社の安全管理規程に基づき、2012年度の輸送の安全確保のための取り組みや、安全の状況についてまとめたものです。

今後お客様のご期待に沿えるよう、全社を挙げて輸送の安全確保に取り組んでまいります。

引き続き能勢電鉄をご愛顧賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

能勢電鉄株式会社
代表取締役社長

岸本和也



1. 安全の基本的な方針と安全目標

■1-1 安全の基本的な方針

鉄道事業法の規定に基づき設定した安全管理規程において「安全に関する基本的な方針」を定め、社長以下関係役職員に対して「輸送の安全の確保に係る行動規範」として周知・徹底いたしております。

輸送の安全の確保に係る行動規範

- ① 協力一致して事故の防止に努め、旅客および公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。
- ② 輸送の安全に関する法令および関連する規程（安全管理規程を含む。）を遵守するとともに、運転の取扱いに関する規程をよく理解し、忠実、且つ、正確に守らなければならない。
- ③ 自己の作業に関係のある列車の運転状況を知っていなければならない。また、車両、線路、信号保安装置等を常に安全な状態に保持するよう努めなければならない。
- ④ 作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。また、運転の取扱いに習熟するよう努め、その取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。
- ⑤ 事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全、且つ、適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。
- ⑥ 作業にあたり、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。また、鉄道運転事故等が発生したときは、速やかに関係先に報告しなければならない。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、安全管理規程および安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。

■1-2 2013年度 安全目標

『運転無事故の継続』

当社におきましては、1960(昭和35)年の開業以来53年間にわたり「有責事故ゼロ」を継続しており、責任事故が皆無であり運転保安業務に優秀な成績をあげたことにより、近畿運輸局長より「連続8期運転無事故表彰」を受けました。

2013年度も引き続き、社長以下全役職員が『運転無事故の継続』に向け取り組んでおります。

■1-3 2013年度 安全方針

『安全風土』の確立により、
お客様へ『安全・安心』を提供する。

◎安全重点施策

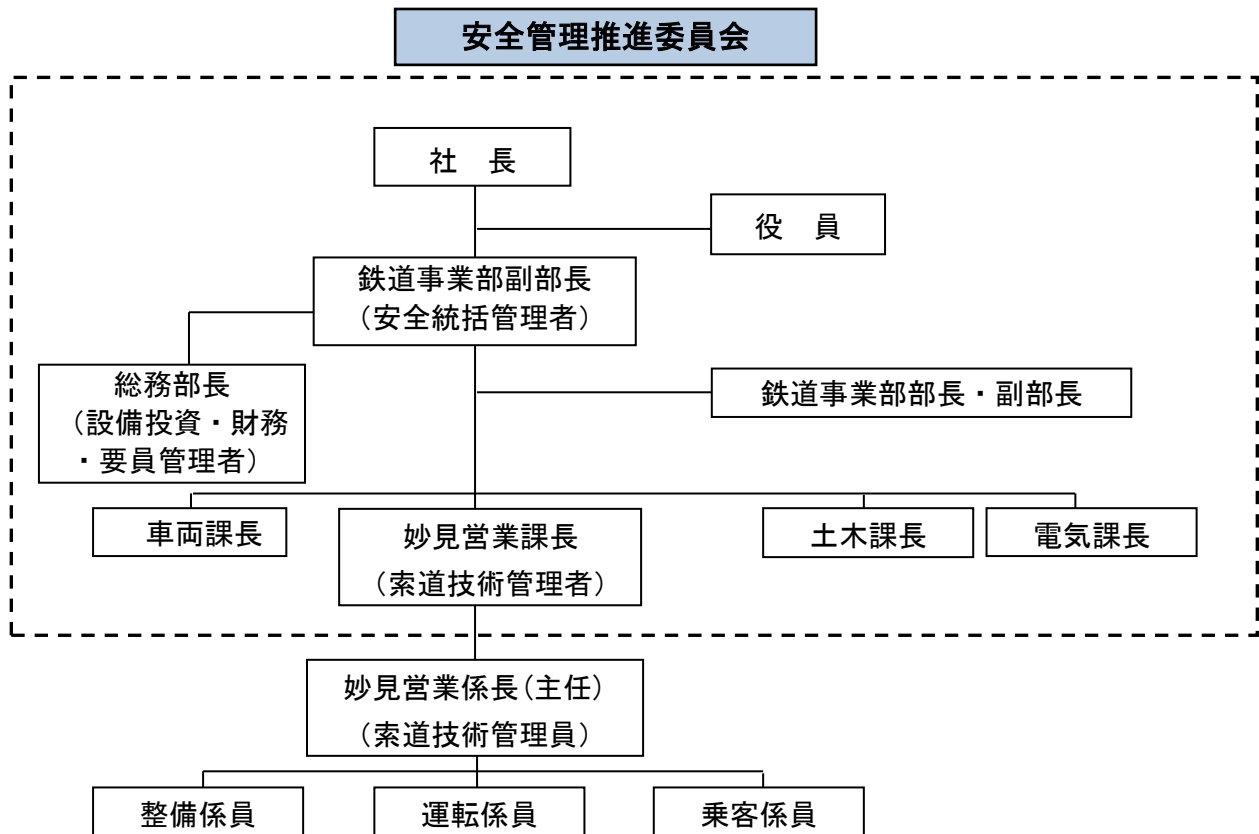
- ① 「安全最優先」意識の定着と実践
- ② 迅速な情報伝達と共有化の徹底、及び
双方向コミュニケーションの実践
- ③ 安全性向上施策の実践
- ④ 人材育成、及び技術継承の推進
- ⑤ お客様へ「安全・安心」の提供

2. 安全管理体制

2006年10月1日付けで「安全管理規程」を制定し、社長をトップとする「安全管理推進委員会」を発足させました。

■2-1 安全管理体制

(1) 安全管理体制概要図



(2) 各管理者等の役割

役職名	役割
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守管理その他、技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
設備投資・財務・要員管理者	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

■2-2 安全管理推進委員会

安全管理推進委員会は、「安全管理規程」に定めるとおり、輸送の安全を確保するため、輸送業務の実施および管理の方法を確認し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図る施策を推進することを目的として設置しています。

安全管理推進委員会は、社長を委員長として常勤の役員、安全管理に係る各管理者及び輸送の安全に係る管理職で組織し、毎月1回定期的に開催しています。

■ 2-3 安全管理規程、安全管理推進委員会規程

安全管理規程は、鉄道事業法の規定に基づき、安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持及び向上を図ることを目的として、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制・方法を定めています。

また、安全管理推進委員会規程は、同委員会の構成員・審議事項・報告すべき事項など責務や運営方法等を定めています。

■2-4 2012年度の安全管理に係る主な活動

実施月		活動内容
毎月（1回）		安全管理推進委員会の開催
毎月（4回程度）		安全統括管理者の現場巡視
2012年	4月	社長の現場巡視（春の全国交通安全運動）
	6月	フォローアップ監査
	7月	社長の現場巡視（安全運転推進運動）
	9月	2012年安全報告書の公表
	9月	社長の現場巡視（秋の全国交通安全運動）
	10月	列車事故対応総合訓練の実施（全社合同）
	12月	鉄道安全監査（内部監査：現業部門）
	12月	社長の現場巡視（年末年始輸送安全総点検）
2013年	2月	内部監査（社長、安全統括管理者、総務部長）
	2月	鋼索技術研修会
	3月	2012年度安全計画策定

3. 安全重点施策の内容

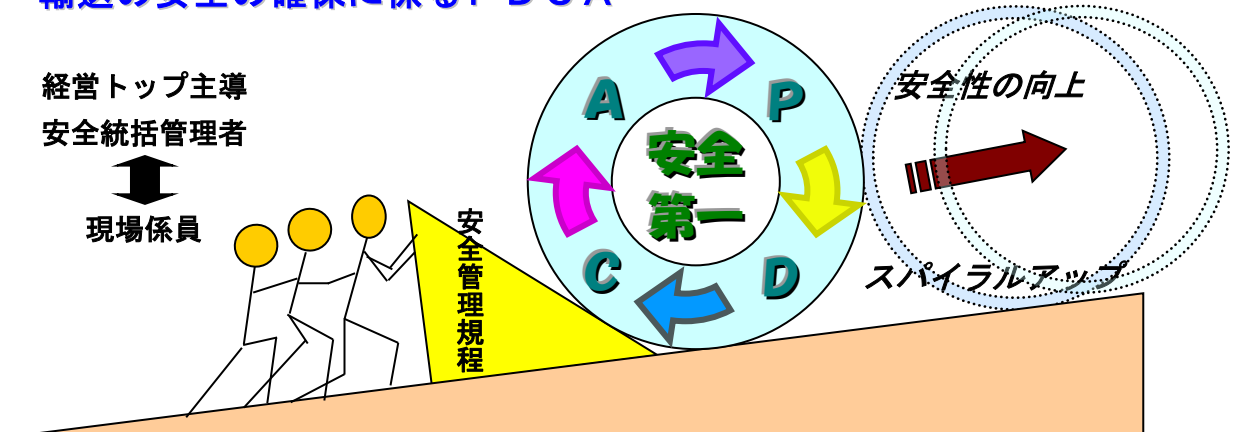
■3-1 「安全最優先」意識の定着と実践

(1) 安全意識の高揚

安全管理規定の安全に関する基本的方針「行動規範」、並びに2012年度安全方針である「安全風土の確立により、お客様へ安全・安心を提供する」を全社員が認識して実行できるよう、P（計画）－D（実行）－C（検証）－A（改善）サイクルによる教育指導を行うとともに、職場とのコミュニケーションを十分にとり、相互に「理解力」と「行動力」を発揮して、事故が起こる前に問題解決に当たれる職場構築に努めています。

P l a n	(計画)	従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成する
D o	(実行)	計画に沿って実施する
C h e c k	(検証)	実施が計画に沿っているかどうかを検証する
A c t i o n	(改善)	実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をする

輸送の安全の確保に係るPDCA



(2) 社長及び安全統括管理者による現場巡視と意見交換会

組織内のコミュニケーションによって風通しの良い社内風土作りを推し進めるため、鉄道線と同様に、社長及び安全統括管理者が定期的に現場巡視を実施するとともに、巡視の際には「現業部門とのコミュニケーションの確保」と「安全最優先の意識の醸成」を目的として、意見交換会を実施しています。



(3) 安全基本方針の周知徹底

「安全行動規範カード」を作成し、社員等全係員に配布・携帯させるとともに、「安全行動規範」を職場に掲示し、安全基本方針の周知に努めています。

また、鉄道事業部内の会議・研修等においては、毎回、出席者全員で「安全行動規範」を唱和するとともに、安全基本方針の趣旨等について教育を行い、安全意識の高揚を図っています。

能勢電鉄株式会社

輸送の安全の確保に係る 行動規範

【安全輸送の確保】
協力一致して事故の防止に努め、旅客及び公衆に傷害を与えないように最善を尽くさなければならない。

【法令・規程の遵守】
輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を、遂行しなければならない。

【安全輸送に関する状況の熟知】
常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めなければならない。

【確認励行・安全最優先】
作業にあたり、必要な確認を励行し、憶測による取扱いをしてはならない。またその取扱いに疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱いをしなければならない。

【人命尊重】
事故が発生した場合、その状況を冷静に判断して速やかに安全適切な処置をとり、特に人命に危険が生じたときには、全力を尽くしその救助に努めなければならない。

【正確迅速な情報伝達】
作業にあたっては、関係者との連絡を緊密にして打合せを正確に行い、互いに協力しなければならない。

【継続的な改善・変革】
常に問題意識を持ち、安全管理規程並びに安全管理体制等、輸送の安全に係る業務上の改善を行わなければならない。
社 長

【安全管理規程の目的】
輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

【索道線 安全管理体制】

2012年4月1日

(4) 関係法令等の遵守の徹底

安全基本方針と関係法令の遵守の徹底を図るため、社長以下関係役職員に対して、職務内容に応じて、安全管理規程や関係法令等の教育を実施し、安全最優先の徹底を図っています。

(5) 文書管理及び記録の徹底

安全管理体制に関する文書の整備を行い、会議、教育、訓練等の必要な記録を作成するとともに、文書管理規程に基づいた適正な管理の徹底を図っています。

■3-2 迅速な情報伝達と共有化の徹底、及び双方向コミュニケーションの実践

(1) 「事故の芽」の報告の徹底と分析及びその対策

輸送の安全を脅かす「事故の芽」となる事例の抽出に努めるとともに、報告の徹底を図っています。抽出した事故の芽は、各部門において原因の分析と検証を行い、事故防止対策を検討し安全性の向上を図っています。

『事故の芽』について

当社では、「事故や輸送障害、災害、インシデントには至らないが、これらに発展する可能性がある軽微な事故、障害、故障、ヒヤリ・ハット及びリスク、気がかり事象等」を『事故の芽』と定義しています。

(2) 安全管理推進委員会等での取組み

運転事故、輸送障害、「事故の芽」情報等について、毎月定期的に開催する安全管理推進委員会（委員長：社長）並びに鉄道事業部連絡会議において報告を徹底し、情報の共有化を図っています。

また、安全管理推進委員会においては、各部門において検討した事故等の分析結果及び再発防止対策について審議し、具体的な対策を講じるなど、事故防止に取り組んでいます。



安全管理推進委員会

(3) 教育・訓練

事故防止と不測の事態・事故に備えるため、関係係員に対し計画的に教育・訓練を実施し、事故防止並びに人材の育成に努めています。



事故やトラブルを想定し、計画的に、教育・訓練を行っています。

■3-3 安全性向上施策の実践

(1) 安全管理推進委員会における安全性向上施策の推進

安全管理推進委員会では、輸送の安全に係る中期計画の検討及び各部門の安全計画や安全性向上活動について検証し、安全性の向上を図る施策を実践しています。また自社において発生した事故等については、原因分析のうえ各部門にて再発防止策を検討し、安全管理推進委員会において審議し、対策を講じることにしています。他社の事故についても、集約した情報をもとに、当社に関係する事項について対策を検討し、同種事故の防止を図っています。

(2) 安全対策

安全性の維持・向上のために、計画的に諸設備の点検・修理を行っています。2012年度は運転速度調整装置、搬器監視装置、風速監視装置の新設工事等、安全設備の増強を実施しました。

名 称	機 能
運転速度調整装置	リフトの乗車に不慣れなお客様や高齢のお客様が安心してご乗車・下車していただけるよう、リフトの運転速度を抑速（減速）調整できるよう改良工事を行いました。



ホーム 速度切替スイッチ



インバーター装置



新型モーター

名称	機能
搬器監視装置 風速監視装置	強風等の異常気象時にリフトの搬器の状態を監視する装置を新設し、安全性向上を図りました。また、風速監視装置を新たにリフト各駅に新設し、監視体制の強化を図りました。



監視カメラ



風速計



監視モニター及び風速表示機

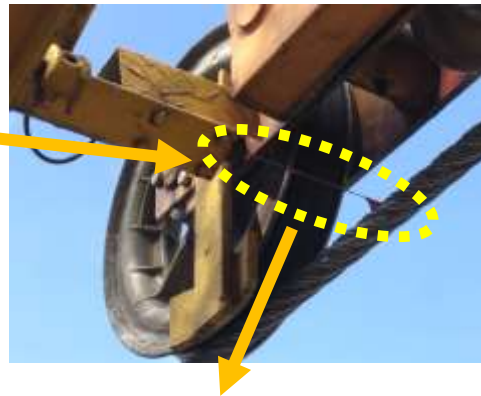
その他の主な安全対策設備

名称	機能
非常停止ボタン	異常事態等発生時に、リフト乗降場に設置している非常停止ボタンを押すと、リフトの運転が停止します。



乗降場に設置の非常停止ボタン（異常発生時に係員が操作します）

名 称	機 能
脱索検出装置	万が一、索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れた場合、それを検出して自動的にリフトの運転を停止させます。

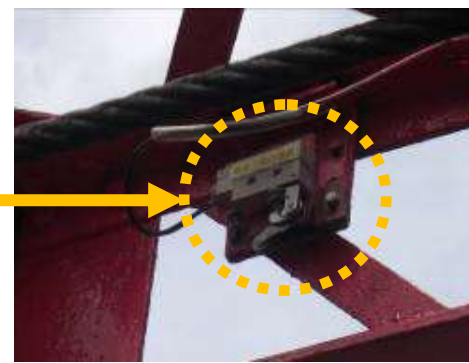


脱索検出装置
上記、黄色破線部分の鉄線が索条（ワイヤーロープ）外れを検出し、自動的にリフトの運転を停止させます。

名 称	機 能
過伸検出装置 過張力検出装置	索道線の生命である、リフトロープの伸びや張り具合を常にチェックし、規定以上に達した時、リフトの運転を停止させます。



過伸検出装置

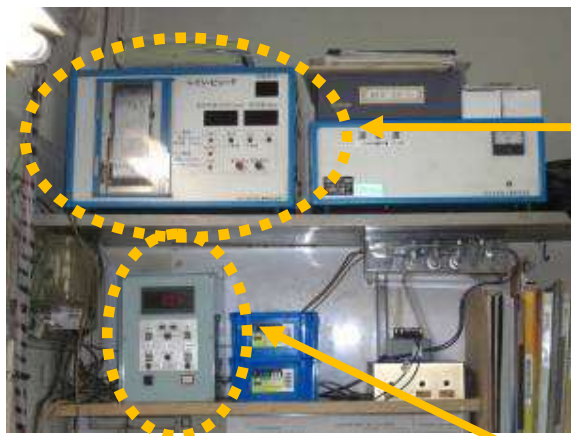


過張力検出装置

(3) 防災対策

風速計の受信機はリフト各駅・ケーブル山上駅に、雨量計の受信機はケーブル山上駅に、強風等の異常気象時にリフトの搬器の状態を監視する搬器監視モニターはリフト各駅とケーブル山上駅に設置し、常にその状況を監視して、必要に応じてリフトの運転停止や防災体制の発令を速やかに行い、安全運行に努めています。

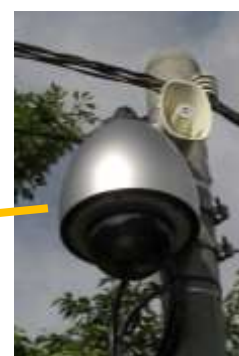
また、自然災害に対する対策として、その被害を最小限にとどめるため、防災体制実施要綱を定め、気象状況に応じた体制の確保に努めています。



雨量計



風速計



搬器監視モニター

(4) 点検・整備

①定期検査

法定の技術基準に則り、1ヵ月検査および冬期の運休期間中に12ヵ月検査を実施しています。

②始業点検

毎日の運行前には、搬器、ワイヤーロープ、支柱など諸設備の点検および試運転を実施しています。



始業点検を行う索道担当係員
お客様に安全・安心をお届けするた
め、入念に行います。

■3-4 人材育成および技術継承の推進

リフトをご利用になるお客様の安全輸送を確保するため、年間教育計画に基づく教育において知識や基本動作を徹底して教育しており、また個人指導ではコミュニケーションにより信頼性を築き、マナーやルールについても教育指導を図っております。人材育成については教育・訓練等により、次世代の職場の核となる人材の育成と次世代まで必要とする技術・技能の継承に取り組んでおります。

■3-5 お客様へ「安全・安心」の提供

お客様に「安全・安心」を提供するため、全従業員が「安全意識の活性化」を図ると共に、「安全の見える化」に取り組んでいます。

(1) 基本動作の励行

現場の最前線で働く従業員が、職場で定められた「基本動作の励行」を確実に実践し、運転無事故の継続を目標に事故防止に取り組んでいます。



(2) 的確な情報の提供

ホームページによる情報提供や、案内放送、掲示ポスター等により、お客様が安心してご乗車いただけるよう、お客様のニーズにあった情報提供に努めています。



災害や事故等によりリフトの運行に影響が生じるような場合は、当社ホームページにより、その状況をご案内しています。



リフト案内用放送装置

4. 事故等の発生状況

■4-1 索道運転事故

年 度	索道運転事故
2010年度	0件
2011年度	0件
2012年度	0件

■4-2 インシデント（索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）

2012年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。

■4-3 行政指導等

2012年度、国土交通省からの行政指導等はありません。

5. お客様へのお知らせ

（1）リフト乗車時のお願い

- ①リフトにご乗車されるときは、係員が案内するまでお待ちください。
- ②乗車されるときは、係員の案内に従い順序よく所定の位置からご乗車ください。



乗降場所を示す目印

（2）リフト乗車中のご注意

- ①乗車中、故意にリフトの搬器（椅子）を大きく揺らすと、索条（ワイヤーロープ）が受索輪（滑車部分）から外れることがありますので、搬器を揺らしたり搬器から飛び降りたりしないでください。
- ②乗車中にリフトが停止した場合は、係員の指示があるまでお待ちください。



6. 安全報告書等に対するご意見について

索道事業における安全報告書の内容や安全への取り組みに対するご意見、ご質問等は、下記へご連絡下さい。

担当部署	能勢電鉄株式会社 総務部
住 所	〒666-0121 川西市平野1丁目35番2号
電 話	072(792)7200 (月～金の平日、9時00分～17時30分)
FAX	072(792)7760



“We stand by you”のせでん